

## 熊本県土木部土木工事「週休2日試行工事」に関するQ&A

令和3年3月作成

### 【対象工事について】

Q1：要領第2条に対象工事から除く工事の記載があり、「②緊急を要する工事」として（災害復旧工事など）と示されているが、災害復旧工事は具体的にどの工事を指しますか。

A1：災害復旧工事は  
○災害復旧事業  
○災害関連事業（関連）  
○災害復旧助成事業（助成）  
○河川等災害関連特別対策事業（災特）  
○特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）  
及び、令和2年度災害関連等工事を指します。

#### 《参考》

令和2年度災害関連等工事：次の各号のいずれかに該当する建設工事

- ① 令和2年発生災害復旧工事
- ② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、関連事業の建設工事
- ③ ①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
- ④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事

### 【工期について】

Q1：週休2日の実施により工事が遅れた場合、工期を延伸できますか。

A1：標準工期は、週休2日を見込んだ設定となっており、週休2日の実施を理由とした工期延期は認められません。  
受注者は、十分な検討を行ったうえで、試行を受諾（休日取得を計画）する必要があります。

### 【適用期間などについて】

Q1：工事着手日とは具体的にどの日を指しますか。

A1：共通仕様書1-1-11「受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日以降30日以内に着手しなければならない。」とあり、この着手した日を指します。

また、共通仕様書1-1-2 40.「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。」とあります。

Q 2 : 「工事の完成日は、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日」とありますが、工事施工範囲内とは何を指しますか。

工事施工範囲内とは、契約図書において、施工個所として図示された範囲を指します。(一般的には、平面図において施工箇所として着色された範囲)  
現場事務所は工事施工範囲外に設置するので、現場事務所の撤去については、ここで言う工事施工範囲内での作業に含みません。

Q 3 : 対象期間から除外される年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間とは具体的にいつのことですか。

A 2 : 年末年始 6 日間 (12/29~1/3)  
夏季休暇 3 日間 (8/13~8/15)

Q 4 : 4 週 8 休ではなく、4 週 6 休を目指してもよいですか。

A 4 : 4 週 6 休、4 週 7 休でも問題ありません。  
ただし、変更契約時の間接工事費等の補正率や、工事成績評定における加点に違いが生じます。

## 【休日について】

Q 1 : 休日とは、現場での作業を休止することですか。

A 1 : 休日とは「現場閉所」であり、建設現場及び現場事務所における一切の作業を行わないことを指します。ただし、以下の作業は除きます。

- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等、品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロール、保守点検
- ・見学会、地元協議対応、地元要望に対応するために生じた作業
- ・現場内にて発生した災害または第三者による事故対応のために生じた作業
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

Q 2 : 休日は、受注会社が携わる全ての現場の閉所を指すのですか。

A 2 : 現場単位の閉所を指します。

Q 3 : 半日の休日(現場閉所)はどのように扱われますか。

A 3 : 現場閉所の定義は、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいうので、「週休 2 日試行工事」として取り組む場合の休日(現場閉所)とはみなしません。

Q 4 : 土日を基本に休日(現場閉所)とするのでしょうか。

A 4 : 曜日にこだわる必要はありません。

Q 5：作業予定日が雨天や台風等で中止となった場合、休日とみなされますか。

A 5：現場閉所とした場合は、休日（現場閉所）扱いとします。

Q 6：作業予定日を雨天や台風等で休日（現場閉所）する場合、当日の判断でもよいですか。

A 6：当日の朝の判断でも構いません。一日を通して現場閉所できた場合は現場閉所率に算定できます。

Q 7：昼間・夜間作業が混在する工事の休日の考え方は。

A 7：24時間以上の現場閉所が確保できた場合、休日として取り扱います。

この場合、勤務開始日を作業日とし、例えば、木曜日の22時から金曜日の6時の施工は、木曜日の作業として取扱います。

この場合、土曜日の6時以降の現場の再開ならば、金曜日は休日（現場閉所）とみなします。

木曜日				金曜日																				土曜日															
20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
施工				休工(24時間以上)																				施工															
作業日と扱う				現場閉所日と扱う																				作業日と扱う															
※木曜日の継続作業完了後(土曜日の6時)、24時間以上の休工を確保できているため																																							

## 【現場閉所率の算定について】

Q 1：監督員はどうやって現場閉所を確認するのですか。

A 1：

(1) 週休2日試行工事

監督職員は、受注者が作成した「休日取得計画実績表」により確認します。「休日取得計画実績表」は、毎月、監督職員に提出する必要がありますが、月ごとの現場閉所率を算出する必要はありません。

(2) それ以外の工事（試行に取り組まない工事）

従来通り、日報等での確認となります。（【工事成績評定について】に関連）

Q 2：現場閉所率の算定における、祝日・夏季休暇・年末年始はどのように取扱えばよいですか。

A 2：

(1) 「夏季休暇3日間」及び「年末年始6日間」

現場閉所率の算定期間（算定分母となる工事着手から工事完成までの日数）の対象に含みません。算定期間の分母、分子から除外して現場閉所率を算定します。

(2) 「祝日」

現場閉所率の算定期間（分母）の対象となります。現場閉所した場合は分子にカウントして現場閉所率を算定します。

Q 3：5月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定期間に含まれますか。

A 3：大型連休は「祝日」に当たりますので、算定期間（分母）の対象となります。現

場閉所した場合は分子にカウントして現場閉所率を算定します。

Q 4 : 計画していた「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのように現場閉所率を算定すればよいですか。

A 4 : 「夏季休暇」は3日間、「年末年始」は6日間になるよう、別の日に休日（現場閉所）を確保する必要があります。その場合、休日計画日の変更とみなし、現場閉所率を算定します。

Q 5 : 現場閉所率は月当たりで計算する必要がありますか。

A 5 : 工事着手日から完成日までの合計期間で計算しますので、月当たりの算定は必要ありません。

### 【変更契約について】

Q 1 : 変更契約で間接費を補正する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すればよいですか。

A 1 : 最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。ただし、最終変更契約後、工事完成日までに所定の現場閉所率を下回らないよう留意する必要があります。

Q 2 : 最終変更契約後に現場閉所率が契約内容を下回った場合（見込み含む）は、どうすればよいですか。

A 2 : 間接工事費等の補正率が変わりますので、速やかに変更契約を行ってください。

Q 3 : 計画の休日（現場閉所）より多く休日取得を達成できた場合、間接工事費等の補正はどうなりますか。

A 3 : 達成状況に応じて、間接工事費等の補正を行います。  
例えば、計画では4週6休であったが、実際は4週7休が達成できた場合は、4週7休で間接工事費等の補正を行います。

### 【工事成績評定について】

Q 1 : 工事成績評定は最大何点の加点がありますか。

A 1 : 週休2日が達成された場合は、最大で2.8点の加点となり、週休2日が実施されなくても減点にはなりません。

Q 2 : 計画の休日（現場閉所）より多く休日取得を達成できた場合は、加点の対象になりますか。

A 2 : 達成状況に応じて加点します。  
例えば、計画では4週6休であったが、実際は4週8休が達成できた場合は、4

週8休で工事成績評定の加点をします。

Q 3 : 試行取組み工事以外で休日確保した場合、工事成績評定での加点対象になりますか。

A 3 : 試行取組み工事同様、土木工事成績評定ガイドラインに従い加点の対象になります。加点の内容は（A 2）のとおりです。

### 【その他】

Q 1 : 看板等による表示は要領の別紙4以外でもよいですか。

A 1 : 看板等で掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するためのものであり、要領の別紙4以外でも構いません。